少年法「改正」と御殿場事件

石井 小夜子 (会員)

「痴漢事件」の最高裁逆転無罪判決があった 日、「御殿場事件」の上告棄却報道がひっそりと された。「御殿場事件」とは10人の少年による レイプ未遂とされている事件だが、弁護団は冤 罪と主張している。

少年らは当初自白。その後全員が自白を撤回した。被害者とされる少女の供述もまた事件日が9月16日から9月9日に変更された。こうした経緯や証拠関係をみて、ジャーナリストたちにも冤罪として取り上げられている。ここでは、少年法「改正」問題という点からみてみる。

なお、冤罪か否かについて考えたい方は以下 Bグループの東京高裁判決

http://www.tkclex.ne.jp/commentary/zn/z n28135453.html

その他、

ジャーナリスト長野智子さんのブログ

http://yaplog.jp/nagano/archive/449 子どもと法・21 管理人ブログ

http://d.hatena.ne.jp/kodomo-hou21/ Wikipedia

http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%BE%A1% E6%AE%BF%E5%A0%B4%E4%BA%8B%E4%BB%B6 などを参考にされたい。

【事件の概要】

御殿場市の公園で、2001年9月9日夜、少女 (当時15歳)を集団でレイプしようとして10 人の少年(当時16~17歳)が強姦未遂で逮捕された事件。当初検察官は少女の供述に基づき犯行日は9月16日としていた。だが、レイプされた日に関する少女の供述は真実ではなかった(携帯電話の記録から別の男性と会っていたことが判明)として、検察官は犯行日を9月9日として訴因を変更した(訴因変更はBグループの第3回公判である2002年9月19日)。 注. 訴因とは、起訴状の公訴事実欄に記載された犯罪の 具体的事実をいう。裁判の対象となる犯罪事実は訴因と して記載された事実である。これによって、裁判対象を 限定し、被告人に防御をする範囲を限定する。起訴状に 訴因として記載されていない事実をもって被告人を有罪 にすることはできない。そこで検察官は、当初の訴因で は有罪判決を得ることが困難であると考えたときに、訴因 の変更を求めることができる。ただし、いかなる変更も許 されるわけではなく、公訴事実の同一性の範囲に限られ る。本件はまったく異なる日の犯行に変更されたので、 公訴事実の同一性の範囲外であると弁護人は主張した。 弁護人はまた、1 年もたった後の変更はアリバイの立証 が非常に困難になる等、被告人の防御権を侵害してい るなどとして訴因変更権には濫用があると主張した。

【少年たち】

A グループ (家裁で終了) 5 人

A-1、A-2、A-3、A-5 は少年院送致。A-4 は保護観察。その後全員否認。

B グループ (家裁の審判段階で否認。家裁から 逆送受け刑事裁判に付された) 4 人

B-1、B-2、B-3、B-4 (懲役1年6月の実刑確定)

C 少年(家裁の途中で否認。家裁で一旦不処分になったが、検察官の抗告受理が認められ、抗告審で原決定は重大な事実誤認があるとして差し戻された。差戻された家裁は検察官送致(逆送)決定し、その後刑事裁判に。懲役2年6月執行猶予4年確定)

【C 少年の経過】

C 少年の審理経緯は、2000 年「改正」がなかったらあり得なかったものである。以下がそれである。(5ページ少年司法手続流れ図参照。太線部分が C 少年のたどった経過である。)

2002年

01.09 逮捕

02.19 試験観察

05.28 試験観察取消(自白撤回)

10.24 検察官関与決定

2004年

03.22 家裁不処分(非行なし)決定

04.05 検察官、抗告受理申立

04.28 同抗告受理決定

05.28 抗告審、検察官関与決定

12.20 原決定取消し、差戻し

12.30 少年、最高裁へ最抗告申立

2005年

03.30 最高裁、再抗告棄却決定

04.19 家裁合議体での審判決定、検察官関与 決定

06.08 検察官送致(逆送)決定

09.15 強姦未遂で起訴

10.27 B グループ、地裁判決(各懲役 2 年の実 刑)

2007年

01.23 A-1 少年の保護処分取消審判開始決定 (合議体。裁判官2名はC少年の受差戻 審家裁の逆送決定した者)

05.29 地裁判決(懲役2年6月 執行猶予4年) うち、裁判官2名は刑事裁判開始から判 決まで受差戻審家裁の逆送決定した者 (忌避申立をしたが、最高裁まで通して 却下) 即日 控訴

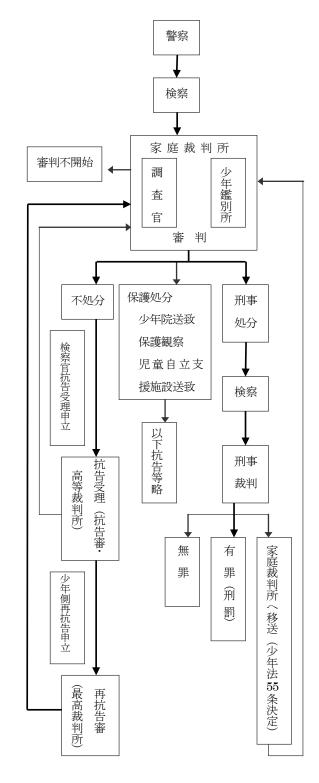
08.22 Bグループ、高裁(控訴審)判決(各1年 6月の実刑) 即日 上告

2008年

09.04 高裁判決(控訴棄却) 即日 上告 2009 年

04.13 最高裁、BグループとCにつき上告棄却

※右図: 少年司法手続流れ図(一部省略)とC少年の経過(太線部分)



注.本件のケースは左側の不処分からのケース。2000年「改正」前は保護処分決定につき少年のみ抗告申立ができた。2000年「改正」により検察官関与した事件は検察官が抗告受理申立ができ、重大な事実誤認があるとすれば、不処分決定のみならず、中央ラインの保護処分決定でも受理申立が可能となった。

【問題点】

1 2000年「改正」との関係

(1)検察官関与と検察官の抗告受理申立

「不処分」になった最初の家裁で検察官が関与した。しかも「改正」前なら不処分で確定していたのに、検察官の抗告受理申立がなされ、それが受理されて今回の最高裁判決に至っている。検察官関与は、抗告審のみならず再抗告審でも行われている。さらに、受差戻審では、検察官関与のみならず合議体であった。

注. 少年審判事件は抗告が通っても必ず家裁へ差し戻して審理をする。差し戻されて審理をするところを「受差 戻審」という。

(2)職権主義の名で、大量の供述調書等(伝聞証拠)を取り寄せ

抗告審では、検察官が追送付した証拠書類の みならず、付添人の反対にもかかわらず裁判所 は職権で大量の「伝聞証拠」を取り寄せた。付 添人は反対尋問ができなかった。

元の家裁では検察官関与の上で「不処分」としているのであり、検察官側は十分に証拠を提出できていたはずである。それなのに抗告審では大量の記録を取り寄せた。

(3)少年審判における検察官関与の問題

刑事裁判では予断排除の原則により、裁判官は起訴状しか見ない。その上で検察官が証拠調べの請求をし、それを弁護人側が防御するという対審構造をとっている。証拠調べは検察官・弁護人が進めるので「当事者主義」の構造である。

また、伝聞証拠は弁護側の同意がなければ採用されない (伝聞法則)、反対尋問権の保障など 証拠法則も確立されている。

検察官と弁護側は「武器対等」と評されるも のである。

注. 誰かが法廷の外で話したことが、書面・ビデオ・また 聞きの証言などという間接的な方法で法廷に持ち出され るものを「伝聞証拠」という。供述調書等の証拠書類関係 は、基本的にすべて伝聞証拠である。

原則として、「伝聞証拠」は証拠にできない。これを「伝聞証拠禁止の原則」または「伝聞法則」という。これは、伝聞証拠に対しては法廷において反対尋問することができないため、その伝聞証拠が真実であるかどうかの確認ができないからである。

しかし、少年審判は予断排除の原則や伝聞法 則等の証拠法則はなく、検察官は家裁に送致さ れた段階ですべての記録(一件記録)を提出。 それを家裁の裁判官が見ながら嫌疑を洗いなお すというのが建前である。裁判官が証拠調べを 進めるので「職権主義」の構造である。

2000年「改正」による検察官関与は、この予断排除の原則や証拠法則などが取り入れられないまま、従来の構造(予断排除の原則や証拠法則なしの、家裁送致段階で検察官から一件記録が提出される構造)の上に新設された。結果、著しく少年側が不利になった。

しかも検察官関与により、次々と検察側の補充捜査や証拠提出を許すことになってしまい、 伝聞法則がない状態で少年側はそれに次々と防御しなければならなくなってしまうことになった。検察官関与の問題はそのことが予測できたはずである。まして伝聞法則ない検察官関与ではその弊害の著しさも予測できたはずである。

(4)反対尋問権の保障

だとすれば、それを食い止めるシステムが必要であるし、少なくとも少年が実質的にも防御できる体制が必要である。

少年審判は伝聞法則の適用がないとするのが 実務の運用であるが、少年側の反対尋問権を、 少なくとも実質的に保障すべきというのが通説 的見解である。

最高裁流山事件決定(1983年10月26日)では、なお書きで「非行事実の認定に関する証拠調べの範囲、限度、方法の決定も、家庭裁判所の完全な自由裁量」ではなく、その「合理的な裁量に委ねた趣旨」と述べている。この決定に

おける団藤重光裁判官の補足意見は、「立会いおよび反対尋問の関係では、・・少年ないし附添人から要求があるときは、すくなくとも実質的に充分にその機会をあたえる必要があ」り、「憲法37条2項の趣旨は、適正手続の内容の一部をなすものとして、少年保護事件にも実質的に推及されるべきものと考える」としている。C 少年の抗告審による取り寄せを含む証拠調べは、合理的な裁量を逸脱していたといえるのではないか。この主張に対し、最高裁は、「合理的な裁量の範囲内」としたが、疑問である。

2 検察官の抗告受理申立制度

今回はこの弊害がもろに出てしまった。家裁 段階では「不処分」とされたのであるから、「改 正」前だったら、不処分で確定していたはずで ある。

検察官が抗告(控訴)するのは当たり前じゃないかと思う方もいるかもしれない。しかし、 アメリカでは無罪判決に対し検察官は控訴できない。

日本は刑事裁判で無罪になっても控訴できる ので、しょうがないではないかと考える方もい るかもしれない。 しかし、1 (3) に述べたように、刑事裁判とはシステムが異なって、少年側が著しく不利な検察官関与になっている。こうした少年側の不利な構造の中で検察官関与がなされた以上、少なくとも検察官の抗告受理申立制度は公正を欠く。

ちなみに、最高裁の調査によると、「改正」 後の2001年4月1日から2006年3月31日まで、 検察官関与決定はのべ100、うち検察官の抗告 受理申立は5で、全件受理決定され抗告審で審 理された。その結果本御殿場事件C少年を含む 3人のケースで家裁の決定が取消され、家裁(受 差戻審)に差し戻された。(※下表参照)

3 家裁の裁判官と刑事裁判の裁判官が同じ者

大きな裁判所ではあまりこの問題は生じないが、この事件のように小さな裁判所では、家裁の裁判官と地裁の裁判官が兼任する場合が多い。本件もそうである。家裁で「有罪」として逆送した裁判官2名がそのまま地裁刑事裁判の担当になっている。忌避申立が認められなかったが、これでは公正な判決はできないことは明らかであろう。

※検察官の抗告受理申立 2001年4月から2006年3月まで(最高裁)

罪名	原決定	抗告審の結果	理由の要旨
強姦	不処分 (非行なし)	原決定取消し・差戻し	原決定には重大な事実誤認がある。
強姦	強姦については不処分	原決定取消し・差戻し	原決定には重大な事実誤認がある。
	(非行なし)。その他の事		
	件により保護観察		
強姦未遂	不処分(非行なし)	原決定取消し・差戻し	原決定には重大な事実誤認がある。
強姦	強姦については不処分	抗告棄却	原決定には事実誤認があるが、本件
	(非行なし)。その他の事		強姦が認められるとしても少年院
	件により少年院送致		送致が相当であると認められるか
			ら原決定を取り消す必要はない。
強制猥褻	不処分(非行なし)	抗告棄却	原決定に重大な事実誤認があると
致傷			は認められない。